

瀬戸内契第32号  
平成25年5月28日

入札参加資格審査申請者 様

瀬戸内市長 武久 顕也  
(公印省略)

### 建設工事に係る入札制度及び留意事項について

平素は瀬戸内市の建設行政につきまして格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

瀬戸内市の入札制度及び留意事項について、下記のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

#### 記

##### 1 入札制度について

###### 1) 一般競争入札（制限付）について

- ・平成25年6月から一般競争入札制度を本格的に導入します。
- ・対象工事は設計金額（税込）5,000万円以上の建設工事とします。
- ・ただし、緊急を要する場合その他市長が特に認めた場合は、この限りではありません。
- ・一般競争入札については、入札参加者が公告や市ホームページ等で案件を閲覧することになりますので、日ごろから入札情報に気をつけてください。

###### 2) 電子入札の導入について

平成24年6月から「おかやま電子入札共同利用システム」を用いて、電子入札を実施しています。

詳細は、下記ホームページを参照してください。

<http://www.city.setouchi.lg.jp/nyusatsu/denshinyusatsu.html>

###### 3) 予定価格の公表について

- ・設計金額が税込500万円以上の工事については、予定価格を事後公表とします。
- ・設計金額が税込500万円未満の工事については、予定価格を事前公表とします。

4) 最低制限価格について

- ・最低制限価格を設定している工事は、最低制限価格を事後公表とします。
- ・最低制限価格は、電子入札システムへ入札金額等に併せて登録した3桁の数字「くじ番号」と入札金額を受領した時刻のミリ秒「到着ミリ秒」を利用して、次の計算式を用いて工事ごとに決定します。

$$\text{最低制限価格(税抜)} = \text{予定価格(税抜)} \times (\text{最低制限価格基準率} - (0.002X + 0.0002Y)) \quad \langle \text{千円未満切り捨て} \rangle$$

ただし、X及びYは、0から9までの1単位の変数です。

詳細は、前述の市ホームページを参照してください。

- ・最低制限価格基準率は0.83とします。
- ・電子入札システムで、再入札・再々入札の場合の最低制限価格は、それぞれ再計算により決定します。

5) 指名業者について

指名業者名は事後公表とします。

6) 市内の支店または営業所の取扱いについて

市内の支店または営業所は準市内業者とし、市内に本社がある業者とは異なる随意指名とします。

7) 入札辞退の届出について

指名通知のあった工事において、技術者等の配置が困難な場合等は契約が締結できないので、電子入札の入札受付締切日時までに、電子入札システムにより入札辞退を届け出てください。

8) 落札可能届の提出について

- ・電子入札で、同一日に複数の案件を応札する場合にあって、配置可能な技術者等の数を超える件数の入札案件に応札する場合は、開札日の前日までに落札可能届（様式第1号）を提出してください。なお、開札日の前日が瀬戸内市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日直前の休日でない日までに落札可能届を提出してください。
- ・落札可能届の提出がなく、落札者又は落札候補者となった後に、技術者等の不足を理由に落札者又は落札候補者を辞退した場合は、文書等による警告又は注意を行います。
- ・開札の結果、落札可能届に記載された案件について、落札件数が落札可能件数に達した場合は、以後の案件の応札は辞退したものとみなし、提出された入札

書を無効とします。

9) 指名競争入札における無断欠席の取扱いについて

- ・電子入札で、入札辞退を届け出ず、入札金額の登録を行わなかった場合は無断欠席とみなし、文書注意とします。
- ・ただし、当該無断欠席の日の前1年以内に無断欠席を行っていた場合は、指名停止としますので、無断欠席しないよう注意してください。

10) 落札決定から契約締結までの期限について

落札決定の日から14日以内に契約書を作成し、契約の締結をしてください。

11) 入札参加資格審査申請書の変更届の提出について

- ・既に申請済の入札参加資格審査申請書の内容が変更となった場合は、変更事項の内容及び関係添付書類(資格証明等)の写しを添付して、必ず変更届を提出してください(許可申請、変更届・廃業届等、役員・技術者の変更・新規雇用による追加・退職による減員等)。
- ・変更届が提出されていない場合、指名停止基準に基づき指名停止となることがありますので留意してください。

## 2 留意事項

1) 工事請負契約の前金払について

- ・工事請負契約の前金払は、請負代金額の10分の4以内とします。
- ・中間前金払制度を導入しています。  
※中間前金払とは、工事着手時に支払う請負代金額の10分の4以内の前払金に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の10分の2以内を前払金として支払うものであり、受注者は前払金として請負代金額の最大10分の6まで受け取ることができる制度です。

2) 工事現場の安全管理の徹底について

工事現場の安全管理措置が不適切であり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき、工事関係者に死亡者や負傷者を生じさせたと認められるとき等、指名停止基準に該当する場合は指名停止となりますので、工事現場の安全管理の徹底に努めてください。

3) 現場代理人の取扱いについて

- ・平成25年6月から瀬戸内市発注工事における現場代理人については、「瀬戸内市発注工事における現場代理人取扱要領」により取り扱うこととします。

- ・詳細は、別添「瀬戸内市発注工事における現場代理人の取扱いについて」を参照してください。
- ・なお、昨年度お知らせした「契約金額 130 万円未満の現場代理人の配置」については、廃止します（下記参照）。

●廃止事項（下線部）

（H24. 5. 28 付瀬戸内市長発瀬戸内契第 42 号「建設工事に係る入札制度及び留意事項について」）

～前文省略～

・ただし、契約金額 130 万円未満はこの限りではありません。（出向社員を配置する場合は、出向契約書の提出を求め、①出向先の命令に従う、②担当する工事の契約に基づく一切の権限を持たせる旨の条件が記載されているか確認します。）

～以下省略～

4) 現場代理人の常駐緩和（兼務）について

- ・平成 25 年 6 月から「瀬戸内市発注工事における現場代理人取扱要領」に基づき、一定の要件を満たす場合は、現場代理人の兼務を認めることとします。
- ・詳細は、別添「瀬戸内市発注工事における現場代理人の取扱いについて」を参照してください。

5) 監理技術者等の配置について

- ・主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）は、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とします。
- ・発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって、入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。
- ・恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険証の交付年月日等により確認をします。
- ・工事一件の請負金額（税込）2,500 万円（建築一式工事の場合は 5,000 万円）以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するため、工事現場毎に専任の監理技術者等を置かなければなりません。なお、専任の技術者の配置は下請工事であっても必要です。
- ・一人の技術者等が同一工事の現場代理人と監理技術者等を兼務することは可能です。なお、現場代理人の取扱いについては、前述の 3)、4) を参照ください。
- ・下請金額の合計が 3,000 万円（建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上の工事を発注する場合については、特定建設業の許可が必要になります。
- ・下請金額の合計が 3,000 万円（建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上となる場合については、工事現場には専任の監理技術者を配置しなければなりません。

6) 営業所の専任技術者の配置について

- ・営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。原則として工事現場に配置（技術者や一般作業員としても）することはできません。

(注) 特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、当該営業所において営業所専任技術者である者が、当該工事の現場における主任技術者等となった場合についても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとして取扱うこととされていますが、これは例外的に承認されることなので留意してください。

- ・「瀬戸内市発注工事における現場代理人取扱要領」に基づき、営業所の専任技術者は現場代理人になれません。
- ・請負金額（税込）2,500万円（建築一式工事の場合5,000万円）未満の場合、専任を要しない工事の主任技術者になることは特例として可能です。
- ・請負金額（税込）2,500万円（建築一式工事の場合5,000万円）以上の場合、専任を要する工事の主任技術者または監理技術者にはなれません。

7) 工事外注計画と下請契約の予定額について

工事外注計画としては受注前に立案される概略のものから、着手時における詳細なものまで考えられます。適宜計画を作成し、下請負の予定額が3,000万円（建築一式工事の場合4,500万円）以上となるか否かを把握し、監理技術者等の設置の要否を判断してください。

8) 下水道工事の推進工事技士の配置について

下水道工事において推進工事作業中は、推進工事技士の資格を有する者（元請又は下請を問わない）を現場に常駐配置することを要件とします。

●担当課

瀬戸内市役所総務部契約管財課 Tel0869-22-3906

様式第1号（第11条関係）

落札可能届

年 月 日

瀬戸内市長 様

住 所

会社名

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

平成 年 月 日に開札される下記入札案件について瀬戸内市電子入札実施要綱第11条の規定により落札可能件数を下記のとおり届け出ます。

なお、ここに記載した落札可能件数の落札者又は落札候補者となった場合は、それ以降の案件の応札は辞退します。

記

1 入札案件名

- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_

2 落札可能件数

\_\_\_\_\_件

注意事項：入札案件名は、開札順に記載すること。

開札日の前日までに契約管財課に提出すること。なお、開札日の前日が瀬戸内市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日直前の休日でない日までに契約管財課に提出すること。

## 瀬戸内市発注工事における現場代理人の取扱いについて

瀬戸内市発注工事における現場代理人について、平成 25 年 6 月 1 日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積書徴取を行う工事から、別添「瀬戸内市発注工事における現場代理人取扱要領」により、取り扱うこととします。

なお、主な内容は以下のとおりです。

### 1. 現場代理人の資格要件

常駐緩和（兼務）の有無にかかわらず、全ての工事において、次の要件をいずれも満たしていなければなりません。

- 1) 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - ・健康保険被保険者証の写し等を提出いただきます。
  - ・在籍出向者やいわゆるパート・アルバイト社員などは現場代理人として認めません。
- 2) 建設業法第 7 条第 2 号又は第 15 条第 2 号に規定する営業所の専任技術者でないこと。

### 2. 常駐緩和（兼務）について

次の 1) 又は 2) に該当する場合は、現場代理人の兼務を認めます。なお、兼務にあたっては「現場代理人兼務届」を発注者に提出してください。

- 1) 次の①から④の全ての要件を満たす場合
  - ①兼務することとなる工事（国又は県が発注する工事を含む。）の件数が、2 件以内であること。

なお、諸経費調整対象工事は、複数件であってもこれを 1 件とします。ただし、諸経費調整による変更請負金額の合計が、2,500 万円（建築一式工事については、5,000 万円）未満のものに限ります。
  - ②兼務することとなる工事の当初請負金額の合計が、2,500 万円（建築一式工事については 5,000 万円）未満であること。
  - ③それぞれの工事現場が瀬戸内市内にあり、かつ監督員と常時連絡可能な体制を確保し、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
  - ④兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。
- 2) 同一の場所又は隣接した場所で行われる工事で瀬戸内市が認めるもの（諸経費調整対象工事）である場合

この場合、兼務できる工事件数に制限はありません。

### 3. その他

- 1) 国又は県が発注する工事の現場代理人と市発注工事の現場代理人を兼務する場合は、上記 2 の 1) の要件を満たしているとともに、国又は県と市がそれぞれ兼務について承諾する必要があります。

なお、現場代理人の兼務の取扱いについては、国又は県によって異なりますので、詳しくは当該発注機関にご確認ください。

- 2) 上記2の1)の要件を満たさなくなった場合は、兼務が認められません。また、安全管理不徹底や現場体制不備等により事故が発生した工事においても兼務は認められません。

兼務が認められなくなった場合は、速やかにどちらか一方の工事に別の現場代理人を選任し、発注者に届け出てください。

- 3) 現場代理人の兼務について、虚偽の届出をした場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止等措置の対象となることがあります。

※ 現場代理人の取扱いについては、別添「瀬戸内市発注工事における現場代理人取扱要領」によりご確認ください。

—以上—



## 瀬戸内市発注工事における現場代理人取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、瀬戸内市が発注する建設工事における現場代理人の適切な配置を推進し、もって工事の適正な施工体制の確保を図るため、現場代理人の資格要件及び常駐の取扱い等について必要な事項を定める。

### 2 現場代理人の資格要件

- (1) 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。(健康保険被保険証の写し等で確認を行う。)
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所の専任技術者でないこと。

### 3 工事現場へ常駐を要しない期間の取扱い

現場代理人が工事現場に常駐すべき期間は、契約工期が基本であるが、次の期間については、監督員と現場代理人との間で工事打合わせ簿等の書面で明確にしていれば工事現場への常駐を要しないものとする。

なお、この場合においても、受注者は、監督員と常時連絡可能な体制を確保しなければならない。

- (1) 請負契約の締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの準備期間
- (2) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 工事完成後、検査が終了し、事務手続き及び後片付け等のみが残っている期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート及びエレベーター等の工場製作を含む工事の工場製作のみが行われている期間

### 4 常駐緩和(兼務)の取扱い

発注者は、下記(1)又は(2)に該当する場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

受注者は、現場代理人を兼務しようとする場合、発注者に現場代理人兼務届(別紙)を提出すること。

#### (1) 次の全ての要件を満たす場合

- ① 兼務することとなる工事(国又は県が発注する工事を含む。)の件数が2件以内であること。

なお、諸経費調整対象工事は、複数件であってもこれを1件とする。ただし、諸経費調整による変更請負金額の合計が2,500万円(建築一式工事については、5,000万円)未満のものに限る。

- ② 兼務することとなる工事の当初請負金額の合計が2,500万円(建築一式工事については、5,000万円)未満であること。
- ③ それぞれの工事現場が瀬戸内市内にあり、かつ、監督員と常時連絡可能な体制を確

保し、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

④ 兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。

(2) 同一の場所又は隣接した場所で行われる工事で瀬戸内市が認めるもの（諸経費調整対象工事）である場合

なお、この場合、兼務できる工事件数に制限を設けない。

#### 5 国又は県が発注する工事との常駐緩和（兼務）の取扱い

国又は県が発注する工事の現場代理人が新たに市発注工事の現場代理人を兼務する場合において、4の（1）の要件を満たし、かつ、当該国又は県の権限のある者の承諾を得た場合は兼務を認めるものとする。

また、市発注工事の現場代理人が新たに国又は県の発注する工事の現場代理人を兼務する場合において、4の（1）の要件を満たす場合は、兼務の承諾を行うものとする。

なお、この場合においても、当該国又は県の権限のある者の承諾を得た場合に兼務を認めるものとする。

#### 6 常駐緩和（兼務）要件を満たさなくなった場合等の取扱い

(1) 4の（1）の要件を満たさなくなった場合は、兼務を認めないものとする。

(2) 安全管理不徹底及び現場体制不備等により事故が発生した工事との新たな兼務は認めない。また、既に兼務している工事において安全管理不徹底及び現場体制不備により事故が発生した場合は、兼務を認めないものとする。

(3) 上記（1）又は（2）により兼務を認めないこととされた場合において、受注者は速やかにどちらか一方の工事に別の現場代理人を選任し、発注者に届け出ることとする。

#### 附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。ただし、平成25年5月31日以前に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積書徴取を行った工事については、従前の例による。

(別紙)

# 現場代理人兼務届

平成 年 月 日

(発注者) 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

次の工事について、現場代理人を兼務したいので届け出ます。

なお、当該現場代理人の兼務については瀬戸内市発注工事における現場代理人取扱要領の常駐緩和(兼務)の要件を全て満たすとともに、当該届の内容について事実と相違がないことを確約します。

## 1 兼務予定工事

|               |  |
|---------------|--|
| 工 事 名         |  |
| 工 事 場 所       |  |
| 請 負 金 額       |  |
| 現 場 代 理 人 氏 名 |  |
| 工 期           |  |
| 工 事 概 要       |  |
| 工 事 担 当 課     |  |

## 2 兼務対象工事

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 発 注 機 関 名 |                     |
| 工 事 名     |                     |
| 工 事 場 所   |                     |
| 請 負 金 額   |                     |
| 従 事 役 職   | 現場代理人・主任技術者・その他 ( ) |
| 工 期       |                     |
| 工 事 概 要   |                     |
| 工 事 担 当 課 |                     |

## 3 現場代理人の連絡先等

携帯電話番号

又は現地連絡責任者

- (注) 1 兼務予定工事には、当該現場代理人の兼務配置を予定している工事を記載すること。  
2 兼務対象工事には、兼務しようとする現場代理人が現在従事している工事を記載すること。  
なお、従事役職は、該当するものを○で囲む(その他については、具体的な役職名を記載する。)こと。  
3 兼務予定工事又は兼務対象工事が複数ある場合(諸経費調整対象工事の場合)は、別紙①に準じて全ての工事を記載すること。  
4 兼務対象工事が国又は県発注工事の場合は、当該発注機関の承諾書を添付すること。  
5 現地連絡責任者については、各々工事現場の現地連絡責任者を記載すること。  
6 兼務対象工事の工事担当課に提出すること。

別紙①

兼務予定工事

|               |  |
|---------------|--|
| 工 事 名         |  |
| 工 事 場 所       |  |
| 請 負 金 額       |  |
| 現 場 代 理 人 氏 名 |  |
| 工 期           |  |
| 工 事 概 要       |  |
| 工 事 担 当 課     |  |

(注) 兼務予定工事には、当該現場代理人の兼務配置を予定している工事を記載すること。  
表については、工事数に応じて適宜追加すること。



兼務対象工事

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 発 注 機 関 名 |                     |
| 工 事 名     |                     |
| 工 事 場 所   |                     |
| 請 負 金 額   |                     |
| 従 事 役 職   | 現場代理人・主任技術者・その他 ( ) |
| 工 期       |                     |
| 工 事 概 要   |                     |
| 工 事 担 当 課 |                     |

(注) 兼務対象工事には、兼務しようとする現場代理人が現在従事している工事を記載すること。なお、従事役職は、該当するものを○で囲む(その他については、具体的な役職名を記載する。)こと。  
表については、工事数に応じて適宜追加すること。

# 現場代理人兼務承諾申請書

平成 年 月 日

(発注者) 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

次の工事について、現場代理人の兼務を承諾願います。

## 1 兼務承諾申請工事

|                              |                     |
|------------------------------|---------------------|
| 工 事 名                        |                     |
| 工 事 場 所                      |                     |
| 請 負 金 額                      |                     |
| 現 場 代 理 人 氏 名<br>及 び 従 事 役 職 | 現場代理人・主任技術者・その他 ( ) |
| 工 期                          |                     |
| 工 事 概 要                      |                     |
| 工 事 担 当 課                    |                     |

## 2 兼務予定工事

|           |  |
|-----------|--|
| 発 注 機 関 名 |  |
| 工 事 名     |  |
| 工 事 場 所   |  |
| 請 負 金 額   |  |
| 工 期       |  |
| 工 事 概 要   |  |
| 工 事 担 当 課 |  |

## 3 現場代理人の連絡先等

携帯電話番号

又は現地連絡責任者

- (注) 1 兼務承諾申請工事には、兼務しようとする現場代理人が現在従事している工事を記載すること。なお、従事役職は、該当するものを○で囲む（その他については、具体的な役職名を記載する。）こと。
- 2 兼務予定工事には、当該現場代理人の兼務配置を予定している工事を記載すること。
- 3 現地連絡責任者については、各々工事現場の現地連絡責任者を記載すること。
- 4 兼務承諾申請工事の工事担当課に提出すること。

# 現場代理人兼務承諾書

平成 年 月 日

( 受注者 ) 殿

( 発注者 ) 印

平成 年 月 日付けで申請のありました次の工事の現場代理人については、承諾します。

## 1 兼務承諾工事

|                              |                     |
|------------------------------|---------------------|
| 工 事 名                        |                     |
| 工 事 場 所                      |                     |
| 請 負 金 額                      |                     |
| 現 場 代 理 人 氏 名<br>及 び 従 事 役 職 | 現場代理人・主任技術者・その他 ( ) |
| 工 期                          |                     |
| 工 事 概 要                      |                     |
| 工 事 担 当 課                    |                     |

## 2 兼務予定工事

|           |  |
|-----------|--|
| 発 注 機 関 名 |  |
| 工 事 名     |  |
| 工 事 場 所   |  |
| 請 負 金 額   |  |
| 工 期       |  |
| 工 事 概 要   |  |
| 工 事 担 当 課 |  |

## 3 現場代理人の連絡先等

携帯電話番号

又は現地連絡責任者